

令和5年度第2回木更津市情報公開総合推進審議会 会議録

○開催日時：令和6年2月19日（月） 午後1時30分から午後3時30分まで

○開催場所：木更津市役所駅前庁舎8階 防災室・会議室

○出席者氏名

審議会委員：吾郷珠麗、石井溪、石渡肇、伊東晶一、今井康介、金網房雄、小林伸一、  
佐伯浩一、富田浩、増山拓誠、松宮智生

木更津市：渡辺市長、重城総務部長、曾田総務部次長

（事務局） 中原総務課長、河上係長、石井主任主事、土屋主任主事、  
梅田主任主事

（関係課） 市長公室経営改革課 安田次長、高橋係長

福祉部障がい福祉課 榎本課長、渡邊係長、江島係長

○議題等及び公開非公開の別：全て公開

（1）報告 木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例の改正について

（2）報告 個人情報取扱事務届出について

（3）報告 個人情報の漏えいについて

（4）その他

○傍聴人の数：0人

○会議内容

河上係長 ただいまより、令和5年度第2回木更津市情報公開総合推進審議会を開催いたします。私は進行を務めさせていただきます、総務部総務課法規係の河上と申します。よろしくお願いたします。

まず初めに、渡辺市長より、挨拶を申し上げます。

渡辺市長 皆さんこんにちは。

委員の皆様には、ご多用のところ、木更津市情報公開総合推進審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より、市政各般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本市におきましては、委員の皆様のご協力のもと、「木更津市情報基本条例」をはじめとする、各種条例に基づき、公正な情報の取り扱いを総合的に推進しているところでございます。

本日は、「木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

る法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例」の改正を含め3件のご報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、引き続き、情報公開の総合的な推進のためご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

河上係長 なお、申し訳ありませんが、渡辺市長と重城総務部長は退席させていただきます。

それでは、木更津市情報公開総合推進審議会規則第3条第1項の規定により、会長が議長となる、と定められておりますので、以後の議事進行につきましては、小林会長にお願いしたいと存じます。小林会長、よろしくお願いいたします。

小林会長 規定によりまして、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

河上係長 審議会の会議は、木更津市情報公開総合推進審議会規則第3条第2項により、委員の過半数が出席しなければ開くことができないとされております。審議会の委員定数は15名、本日出席委員11名となっております。

小林会長 わかりました。本日の出席者は11名です。委員の過半数が出席されておりますので、本日の審議会は成立いたします。最初に会議の公開についてお諮りいたします。本日の議題は、報告事項3件となっておりますが、本審議会を公開することとしてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

小林会長 ご異議ございませんので、本審議会を公開することといたします。

議題に入る前に、連絡事項ですが、委員の皆様の中かで、もし会議中に退席されるという方がいらっしゃいましたら、私に退席前に一声かけていただきますようお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきたいと思います。また、発言される場合は挙手をお願いいたします。

それでは、次第の(1)「報告 木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例(平成27年木更津市条例第28号)の改正について」について、事務局より説明願います。

河上係長 それでは、本件に係る内容については、所管課である市長公室経営改革課より説明をいたします。

安田次長 経営改革課の安田と申します。よろしくお願いいたします。では着座にて説明をさせていただきます。

それでは私から、「木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例」の改正について報告させていただきます。

お配りしております、資料1をご覧ください。

令和5年6月9日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律等の一部を改正する法律」が公布されました。

「一部改正法」のなかで、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正され、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。この番号法の改正を踏まえ、本市の「番号条例」の改正議案を3月市議会で提案するため、本日報告させていただくものとなります。

「1 番号法の改正内容について」でございますが、改正に至った背景として、国では、これまで情報提供ネットワークシステムを用いた特定個人情報の情報連携を新たに開始するにあたり、法改正に期間を要していたことから、情報連携開始までの期間の迅速化を図るため、改正されたものでございます。

改正内容としては、情報連携の対象となる事務手続きや特定個人情報の内容について、これまで番号法の「別表第2」で規定していたものを主務省令において規定するよう変更され、また、「別表第2」が廃止されることに伴い、「別表第1」が「別表」と名称変更されるものでございます。

この番号法の改正を踏まえまして、「2 番号条例の改正内容について」でございますが、こちらは資料2の新旧対照表と併せてご覧ください。

カッコ1の「番号条例第4条」関係ですが、番号法の「別表第1」、「別表第2」を引用している箇所について所要の改正を行うものでございます。

カッコ2の「番号条例別表第2」関係ですが、番号法「別表第2」で定義されていた用語を引用している箇所について、条例内で用語の根拠法令を規定するよう改正するものです。

資料2の新旧対照表を例に申し上げますと、表右側の中段あたりの、改正前別表第2の「特定個人情報」欄に「地方税関係情報」とございますが、この用語はこれまで番号法「別表第2」のなかで根拠法令の定義がされており、番号条例ではこの用語を引用する形を取っておりましたが、番号法「別表第2」の廃止に伴い、番号条例で根拠法令を規定するよう見直すものとなります。従いまして、今回の改正では、個人番号を利用する事務や特定個人情報などの利用範囲自体は変わらないものとなります。

資料1にお戻りいただきまして、カッコ3の「施行期日」ですが、一部改正法の施行の日又は、この条例の公布の日のいずれか遅い日から施行いたします。

カッコ4の「その他」といたしまして、一部改正法の施行が令和6年5月で予定されていることから、3月市議会での議案提出が必要となります。一方で、新しい主務省令の内容は令和6年春頃に示される見込みとなっており、基本的には番号法「別表第2」で規定されていた内容が新主務省令に移るものと認識しておりますが、現在、各府省において精査している段階と伺っています。このことから、新主務省令の内容を確認した後、別途、番号条例の改正が必要となる可能性もございます。

最後に、「3 健康保険証の廃止に伴う今後の予定について」でございますが、一部改正法のなかで、健康保険証を廃止しマイナンバーカードと一本化することも規定されてお

り、令和6年12月2日から施行されます。

健康保険証がマイナンバーカードと一本化された後は、これまで健康保険証の提示により医療保険の資格確認を行っていた事務については、情報提供ネットワークシステムによる情報照会や庁内連携により資格確認を行うことが想定されます。これに伴う番号条例の改正を9月市議会で提案する予定であり、改めて本審議会に諮問をさせていただく予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

小林会長 細則的な改正っていうことですね、内容を考えると。もう3月議会ってことは、条例改正案というのはもう提出されているのですか。これからですか。

安田次長 はい。提出させていただいております。

小林会長 提出された。そして、これまでの経緯の説明をいただいた。内容的には細則と言っているんですね。

安田次長 はい。

小林会長 実質的に個人情報保護条例であるとか、番号条例が改正されるというようなことはない。

最後の1点、こちらにいらっしゃる皆さん私も含めてね、大変関心のあるマイナンバーに保険証をひもづけるという手続きに伴う条例改正。これについては、今のお話ですと順調にいくと、国が今、公表しているスケジュール通りにいくと9月議会、本年の9月議会に改正案が提出されると。

そうならばその前に、この審議会に、実質的な内容を伴う改正となるから、こちらの審議会に改正に関する諮問がなされ、そして私どもが答申をするというスケジュールになりますよというような、最後のご報告ですね。

安田次長 はい。

小林会長 以上を踏まえて何かご質問等ございますか。

金網委員 先ほどの説明で、新旧対照表を見ると、単純な規定だったけど、規定の表現をするのに非常に面倒な複雑な表現になってますけど、要するにこれは、法の別表がなくなったから、こういう表現にならざるをえなかったっていうことですね。

あと、その前の別表のときには、こういう限定の表現があったってことですか。

高橋係長 経営改革課の高橋と申します。改正前の法別表第2の方ですね、これまで例えば地方税関係情報という定義があって、その定義っていうのは、こういう法律に基づく、こういったものを地方税関係情報といいますっていう、そういう定義があって、限定された、こういう同じような表現があった。

金網委員 そういうこと。それが場所が移ったってことね。

高橋係長 はい、おっしゃる通りです。

小林会長 よろしいですか。

金網委員 わかりました。

小林会長 他に何かありましたら。

特にございませんか。この1点目の報告はこれにて終了という形にいたします。それでは次第の2ですね、個人情報取扱事務の届出について事務局よりお願いいたします。

河上係長 それでは、私より本審議会で、個人情報取扱事務の届出の報告について、今年度の報告の変更点について、まず説明をさせていただければと思います。

昨年度、この当審議会に、諮問、答申いただきまして、条例改正をさせていただいたところでございます。

昨年度までは、市独自の個人情報保護条例によって、市の実施機関が、個人情報の取扱届出の報告を条例で義務づけておりました。個人情報の取扱届出を所管課となる各課も出席しまして、報告をし、質問又は意見に対し、所管課が回答することをしておりました。実質的運用は、個別の案件ごとの審議、承認をいただくような状況というような形で、昨年度まではやっていたところでございます。

今年度からは、個人情報保護法制度が法に移行しました。全体の所管が国の個人情報保護委員会に一元化されました。この個人情報保護委員会より、この届出についての見解が来ました。内容は、個別の案件の処理に関して、審議会への報告や、意見聴取を要件化することについては、法の趣旨から許容されないとの指摘が木更津市の方に来ております。これを受けまして市の実施機関は個人情報取扱届出を、報告できる規定にしまして、ただし、届出につきましては個人情報を保護するためかなり役立っていたものですので、これは継続させていただき、新条例の法施行条例で規定をいたしました。

なお、個人情報取扱全般についての報告は、可能とであると市に、個人情報保護委員会から見解が来ております。

条例から法への制度改正と、個人情報保護委員会からの意見を踏まえまして、今回からは、以下の内容で報告をしたいと思っております。

1つ目が、事務局より、届出について取りまとめて、ご報告をさせていただきたいと思っております。続きまして、ご意見については、全般を通してのご意見を、例えばこの個人情報を収集するのがおかしいとか、そういったご意見などがあった場合には、これについては所管課の方に事務局の方が伝えさせていただきまして、場合によっては後日、この届出を修正させていただき、次回の審議会でご報告をさせていただくような形になろうかと思っております。

事務局が説明した内容で、例えば、用語の説明など、事務局の方で回答可能なものは、その場で質問というような形で回答が可能な範囲のものについては回答させていただきます。仮に事務自体の内容で、事務局が説明できない部分があれば、ご質問を承って後日になりますが、各委員の方に、原課からの回答の内容を、回答させていただければと思います。以上が変更点になります。

小林会長 今の点、変更点というのは、昨年7月の審議会から、もう適用されているのですよね。それからそうすると前回の審議会では報告事項というのは、あったのでしょうか。

河上係長 この個人情報取扱届出についての報告は有りませんでした。

小林会長 今回からの報告事項は、実際に適用される。今回からだっていうことですよ。わかりました。

それから今の、若干歯切れの悪い印象を受ける説明が事務局からありましたが、要するに、新条例の施行までは、本市の個人情報保護条例のもとで、この審議会で報告しなければならないとしていた。そして、実際のところ、この審議会の中で、様々な意見が出され、所管の方が、私の印象では、答弁を大変ながらもしていた。ただそれは、個人情報の保護として、大変有益であるというようなご評価をいただいた。

しかし、新しい条例の施行に伴って、この審議会においては、そもそも新条例からすれば、報告をする義務が課せられてないわけですよ。しかし、それは市当局の賢明なご判断で、報告、この審議会の中での報告はこれまで通り行くと。

私どもが、例えば、ある届出事項の個人情報のチェック欄がありますよね、扱っている。

この事務に伴って、扱う個人情報も様々なものがありますから、この中で、例えば、これに丸がついてないのはおかしいじゃないかと、これは使うべきではないのではないかとといったような形での、質問というのがこれは実質意見なんです。そういったことが、旧条例のもとで行われていたのであるが、今回からは、それは、新法及び改正法に伴う新条例のもとでは、今先ほどのお話ですと法の趣旨に照らして、そぐわないと。違反するまでは言えないと思うのだけど。ということなので、意見を述べるのを控えていただくと。ただし、質問に関しては、これは問題ないわけですね。

ただ皆さん、注意していただきたいのは、質問ですと言っておきながら実質意見というような場合も、これまでも度々ありましたから、その辺皆さん十分心していただいて、質問をしていただければと思います。

ちょっと長くなりましたけど、大事なポイントですね。この報告においてはいわば1つの柱になるわけですから、それを十分皆さんは心得ていただいた上で、ご報告を聞いて質問をしてください。以上です。

金網委員 先ほど事務局から、意見を言ってもいいってというような発言があったと思うけど、今会長は、意見は控えて、質問はいいと。そこら辺は、どう統一するのでしょうか。これ報告事項ですよ、報告事項は基本的に意見なんか言う必要ないのだから、ただ報告すればいいのだから、普通は意見も言っちゃいけないのが普通だろう。

今までやった経緯もあって、出された資料に疑問、質問があれば、まとめてもらって後で回答を出すとか、個別の何かするよとか、そういうことであればわかるのだけど。

今までの担当課がこの場に来て、質問されて回答するって、それがなくなっただけで、後で回答を出して、それだけでいいわけですよ。

本来だったらこれ、できる規定だから、できる規定をやる義務はないのだから。

今までは、条例もあって、やっていたから、結構それは市民に役に立ったことだからやっていた。私は届出自体を疑問に思っているから、とりあえず諮問のときも、今まで通り

やりたいんだけど、どうかなって形で諮問書が来たから答申したけれども。

できる規定だから、職員に事務の負担をかけないでも、法の趣旨だから、止めていいではないですか。

やってもいいですかって諮問が来たので、それに対してこちらで今までの経緯もあるし、届出を大事にしましょうという回答だったでしょ。

国だってそれが、保護の趣旨に反すると言っているのに、今までの経緯もあるから、市民のためにもなるからということで、こういう届出だけ、これすごい量で、それをまとめて意見を出すのも時間で換算したらさ、ものすごい量。

これ職員が時間かけて作ってくれるってことは結局、市民の税金で払っているってことだよな。そういうのを考えるとね。さっきの意見をもらうなんて、どうなのでしょうかと私は疑問に思います。

小林会長 意見ですね。

金網委員 はい。

小林会長 意見を汲み取っていただいて持ち帰っていただくということで、この場でお答えする必要はないと思います。

富田委員 すいません。富田です。事務局の方をお願いなのですが、先ほどの説明をもうちょっと噛み砕いてわかりやすくお話いただけますでしょうか。

小林会長 今の点についてですか。

富田委員 いや、先ほど事務局の報告について、要は個人情報保護法があって、木更津市で、独自の条例を持っていて、これまで条例にのっとって運用していたものが、これからはそうではないよ、個人情報保護法、国の方針に沿って運用しますよと。そういうところはなかったのですが、もうちょっとわかりやすく、申し訳ありません。

小林会長 お願いできますか。

河上係長 はい。木更津市の個人情報保護制度につきまして、今までは各自治体が独自で条例を定めていて、独自で個人情報保護の施策を設けておりました。

その中の1つとしまして、旧条例の中では、個人情報取扱事務届というものをやっておりました。こちらにつきましては、各所管課が個人情報を収集する事務を行う前に、自分たちがどこから誰から、個人情報を収集するのか、なぜこの個人情報を収集するのかということを、この制度があることによって、自分たちでみずから分析することができました。よって、不必要な個人情報を収集することがないような形に大変寄与しておりました。個人情報を開示請求する際にも、こちらの情報が、ホームページで掲示されることによりまして、開示請求するために、市がどんな情報を集めているのかということについても、公表していることに寄与しておりました。

これが、今回法改正によりまして、個人情報の取扱事務届自体は必須事項ではありませんでした。これは各市町村の判断で、継続するかしないかを選ぶところでした。結論から言いますと、今回法改正された後、届出をやめた自治体というものも結構多くありました。

ただし、そのあと、国の個人情報保護委員会の方から、市は不必要な個人情報を収集していないか、或いは目的外で提供していないか、大量の質問書の項目が、そのあと発表がされました。例えば、今回審議会の委員の皆様が集まっていたとき、銀行口座へ報酬を支払います。その集めた情報を市が勝手に、別の事務で口座の情報を使うというようなところなどに、国は非常に、目を光らせております。目的外利用のところでは、本届出制度があれば、このような事態の未然防止になります。

本市の方としましては、旧条例の中では、魂になるようなこの届出制度を、木更津市の個人情報の保護に寄与していた部分でもございましたので、今回新条例にあたり、継続させていこうと考えたところでございます。

国の方としましては、個人情報保護委員会が一元管理すると。審議会から個別に意見を聴取して審査してやることは、だめとの方向が示されたのですが、それは国のように、かなり予算もあって、安全管理の専門部署があってという形であれば、届出がなくともやれると思います。木更津市におきましては、こういった個人情報取扱届出制度を作って、これをもとに、各課が自分たちの情報が、必要最低限のものなのか、あるいは、目的外に提供するには、本当にそれは、提供する必要があるのか、逆にそれは目的内で提供するものなのか、そういった分析に非常に寄与していました。

今、委員の方からご質問がありました、質問と意見については、国の方が1件1件、この審議会です承をもらうような形で、審議することについては、法の趣旨に反しますというようなことで話ございました。

ただし、全体を通してのような、そういった形での意見については、別にそれは構わないよというような話ございました。

せっかくこれだけ民間の方も含め、有識者の方に集まっていますので、中には、市にとって、見落としている点があるかと思えます。その際には、言い方はすごく難しいのですが全体の意見の中にまぜていただいて、意見をいただければ、私たちも、その意見を原課の方に持ち帰り、場合によっては収集する可能性がある情報だったなということで修正するというような可能性がありますので、いまのような意見はいただければと思います。

この審議会が法の趣旨に反しないという言い方の中でやる上で、たてつけとしましては、全体の中で、例えばこういう補助金関係の事務だったらこういう情報を収集する可能性があるのではないかというような形のご意見が出る分には、事務局の方から原課に伝えます。

質問ということにつきましては、こちらは、例えば用語など、会議が公開されておりまして、いずれ議事録にも掲載されるのですが、やはり皆様にご説明をする場面の中で、行政はどうしても専門用語を使っている場合がございます。

言葉でわからない部分があれば、事務局の方でもある程度予習をしておりますので、その点については、事務局の方で回答させていただき、かなり込み入ったものにつきましては、持ち帰らせていただき、後日、説明など回答できればと思っております。



小林会長 この報告の件数も多いし、それから、報告事項の最後にもう1つ重要な報告事項もありますので、スムーズに運ぶように、ご協力のほどよろしく願いいたします。

富田委員 まとめると、意見でも言ってよい意見と言っちゃいけない意見があるってこと、2種類あるってことでそういうふうに解釈すればいいのですか。

小林会長 ものすごく簡単に言うとそのような形になります。

富田委員 そしてその意見に関しては、この場では回答しないと。所管の課に持って帰って、協議の上で、場合によっては次回の審議会で回答する。ということですね。つまり、必ず回答するわけではないと。

小林会長 回答は市の裁量であって、どうしても回答すべきだというご判断であればこの審議会にさせていただくというような流れになると思います。

河上係長 では届出について説明をいたします。

届出の方につきましては、先に郵送でお送りした資料、A4 1枚の個人情報の取扱事務届け出というもの。A4で2枚組になっております個人情報の取扱事務届出一覧というもの。そして、紙で約5ミリぐらいの厚さの説明資料、個人情報取扱事務届出を使って説明をします。

限られた時間での報告となりますので、個人情報取扱事務届出は、こちら一覧表1ページ目に記載のあります、新規の事務届出19件、一覧表2ページ目、変更の届出について13件、3ページ目に記載のあります、廃止の届出5件について、事務局よりまとめてご報告をさせていただきます。

小林会長 質問に関しては、報告をした後で、最後の方で質問を受け付けるっていうふうに進めますか、それとも何か節目節目で質問を受け付ける、どうしますか。

河上係長 時間の関係を踏まえますと全体まとめてという形でお願いいたします。

小林会長 よろしいでしょうか。では、お願いいたします。どうぞ。

石井主任主事 個人情報取扱事務届出についてご報告をさせていただきます。総務課の石井と申します。よろしくお願いいたします。

個人情報取扱事務届の報告をする前に、この報告の根拠などについて簡単にご説明させていただきます。お手元にあります「個人情報取扱事務届出について」と書かれた1枚紙の資料をご覧ください。

個人情報取扱事務届出につきましては、木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条に規定がございます。条例第3条第1項で、実施機関は、個人情報取扱事務を開始するときは、個人情報取扱事務の名称、目的、記録項目など、条例所定の事項を届け出なければならぬ旨を規定しております。変更や廃止についても同様です。

そして、市長は同条第6項により、届出があったときは、届出に係る事項を審議会に報告することができることとされており、今回はこの規定により、報告をするものでございます。

それでは、各届出の報告に移ります。事前に送付いたしました「個人情報取扱事務届出一覧表」、「個人情報取扱事務届」、「個人情報取扱事務届説明資料」の3点をご用意くださ

い。取扱事務届と説明資料の表紙にも記載がございますが、右上に刻印されている数字と一覧表の左側に記載されている数字が対応しております。これら3点の資料を使い、一覧表に記載されている順番に沿って報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1件ずつご説明いたします。

初めに、市長公室シティプロモーション課の事務になります。資料のナンバリング1「きさポン人気デザイン投票に関する事務」をご覧ください。

届出の報告が初回であること、また今年度より新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、この届出を例として簡単に届出書の見方についてご説明させていただきます。それでは、表になっております届出書をご覧ください。

上の方から順にご説明いたします。まず、「事務の目的及び概要」、「収集理由」、「対象者の範囲」の3項目ですが、「事務の目的及び概要」にはその事務を行う目的や概要について、「収集理由」には個人情報を収集する理由について、「対象者の範囲」には個人情報を収集する対象者について簡単にまとめられております。

その下の「事務の委託の有無」は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託し、委託する事務の中に個人情報が含まれる場合に選択するものになります。今回は実施機関のみで取り扱いますので「なし」ということになります。その隣の「オンライン結合の有無」は、外部と通信回線で繋がっている場合に選択するものになります。こちらも今回は外部とは繋がっていないので「なし」となります。

その下の「目的外利用」と「外部提供」ですが、原則といたしまして、収集した個人情報につきましては、その事務の目的以外で取り扱うことはできないのですが、本日お配りしました関係例規の資料にあります個人情報の保護に関する法律第69条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用又は外部提供をすることができると規定されております。今回はそのような利用はありませんので、「なし」となります。もし該当する場合は提供先が記載されることとなります。

次に、一番下の「記録項目」と「収集先」ですが、「記録項目」については収集する項目に関して、左から二列目「選択」の列のところマルと表記されております。「収集先」はその個人情報を誰から集めるかについて、記載されております。

この事務ですと、「氏名」、「性別」、「住所・居所」及び「連絡先」の情報は本人から収集している、ということになります。一番右側の「提供先」の列ですが、目的外利用や外部利用がある場合に提供先が記載されます。今回はございませんので「なし」となっております。届出書の見方についての説明は以上となります。

それでは、この事務の内容についてご説明させていただきます。こちらは、市公式マスコットキャラクター「きさポン」の人気デザインを市民の投票により決定し、デザインの好みの傾向を調査する事務です。投票者の中から抽選でプレゼントを提供するため、プレゼント対象者に係る個人情報を取り扱います。

続いて、企画部地域政策室の事務になります。資料のナンバリング2「木更津飛行場周

辺まちづくり実施計画策定検討委員会に関する事務」をご覧ください。こちらは、木更津飛行場周辺まちづくりに関わる基本構想や基本計画に基づき策定する実施計画について調査審議し、必要な事項を市長に答申又は建議するための組織である木更津飛行場周辺まちづくり実施計画策定検討委員会の運営に係る事務です。委員の委嘱や連絡調整、報酬の支払いを行うにあたり委員に係る個人情報を取り扱います。

続いて、同じく企画部地域政策室の事務になります。資料のナンバリング3「木更津市中心市街地活性化基本計画（第2期）策定に係る市民・事業者アンケートに関する事務」をご覧ください。こちらは、木更津市中心市街地活性化基本計画の策定を進めるうえで、中心市街地の活性化に関するこれまでの取組の評価や今後に向けたニーズを調査し、次期計画策定の参考資料とするため、市民アンケートを行う事務です。アンケートを送付するに当たり、対象となる市民の個人情報を取り扱います。

続いて、健康こども部子育て支援課の事務になります。資料のナンバリング4「令和5年度木更津市子どもの成長応援臨時給付金給付事業に係る事務」をご覧ください。こちらは、将来を担う子どもたちの豊かな成長につながる機会を確保する観点から、物価高騰の影響により、習い事や体験活動にかかる経費が削られることがないように、小学生及び中学生の児童がいる世帯に対し、給付金を支給する事務です。この事務では、給付金の支給を行うにあたり、支給対象者の個人情報を取り扱います。

続いて、健康こども部健康推進課の事務になります。資料のナンバリング5「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事務」をご覧ください。こちらは、高齢者保健事業について、後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、医療・介護データを分析することにより健康課題を抱える高齢者を把握し、医療や介護サービスにつなげること、また介護予防に係る支援を行う事務です。この事務では、支援の対象者に係る個人情報を取り扱います。

続いて、福祉部福祉相談課の事務になります。資料のナンバリング6「木更津市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付に関する事務」をご覧ください。こちらは、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、価格高騰に伴う影響を緩和するために給付金を支給する事務です。給付金の支給を行うにあたり、対象者及びその世帯員に係る個人情報を取り扱います。

続いて、環境部環境政策課の事務になります。資料のナンバリング7「木更津市家庭用省エネ啓発機器貸与に関する事務」をご覧ください。こちらは、市民自らが家庭内での消費電力などを計測することにより、二酸化炭素の排出量の削減による地球温暖化対策や環境に対する市民の意識を向上させることを目的に、市が所有する省エネ啓発機器を無料で市民に貸与する事務です。機器を借用する市民を特定するため、借用者の個人情報を取り扱います。なお、この事務につきましては、事務自体は令和4年6月1日より開始していましたが、事務の開始日を過ぎての届出となってしまったことをご報告いたします。申し訳ございませんでした。

続いて、環境部まち美化推進課の事務になります。資料のナンバリング8「指定ごみ袋配布事業に関する事務」をご覧ください。こちらは、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている住民の生活を支援するため、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう創設された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」制度に基づき、市民への生活支援の一環として、燃やせるごみ専用指定袋の無料配布を行う事務です。住民基本台帳に記載されている全市民が対象で、引換券を送付するうえで必要となる個人情報を取り扱います。なお、この事務につきましても、事務自体は令和4年12月1日より開始していたのですが、事務の開始日を過ぎての届出となってしまったことをご報告いたします。申し訳ございませんでした。

続いて、環境部資源循環推進課の事務になります。資料のナンバリング9「指定ごみ袋配布事業に関する事務」をご覧ください。こちらは、先ほどのナンバリング8と同様の事務ですが、先ほどの事務は令和4年度の事務であるのに対し、こちらは令和5年度の事務となります。事務の内容や取り扱う個人情報については、令和4年度と変わりありません。なお、課名がまち美化推進課から資源循環推進課に替わっておりますが、これは令和5年度において組織改正を行ったことによるものです。

続いて、経済部農林水産課の事務になります。資料のナンバリング10「食育推進に係るレシピ投票に関する事務」をご覧ください。こちらは、地元産農林水産物を市民が再確認するとともに、今後のレシピ作りの参考とすることを目的とし、地元産農林水産物レシピNo.1を決める投票を実施する事務です。この事務では、投票した市民の中からプレゼントを送付する対象者を選定するため、対象者に係る個人情報を取り扱います。

続いて、経済部産業振興課の事務になります。資料のナンバリング11「第2次木更津市商工業振興計画に係る市民アンケート送付に関する事務」をご覧ください。こちらは、市民が消費者として商工業等の現状についてどのように考え、どのような施策を望んでいるのか等を分析・把握し、第2次木更津市商工業振興計画策定の資料とするため、市民アンケートを実施する事務です。アンケートを送付するため、対象者の個人情報を取り扱います。

続いて、都市整備部都市政策課の事務になります。資料のナンバリング12「木更津市公共施設等総合デザインコードアドバイザーに関する事務」をご覧ください。こちらは、機能性、安全性、経済性等を踏まえた総合的な判断による助言等を行うデザインコードアドバイザーの支援を受け、公共施設等のデザインを行う事務です。アドバイザーの任命や連絡調整などを行うにあたり、アドバイザーに係る個人情報を取り扱います。

続いて、都市整備部市街地整備課の事務になります。資料のナンバリング13「鳥居崎海浜公園防犯カメラの設置及び運用に関する事務」をご覧ください。こちらは、鳥居崎海浜公園での施設破損や事故等の後日検証のために設置された、防犯カメラの運用に係る事務です。防犯カメラに録画された公園の利用者に係る個人情報を取り扱います。

続いて、都市整備部建築指導課の事務になります。資料のナンバリング14「浄化槽法

に基づく設置届の受理に関する事務」をご覧ください。こちらは、浄化槽法の規定に基づき、浄化槽の設置やその構造又は規模を変更する場合における届出に係る事務です。この事務では、浄化槽の設置者に係る個人情報を取り扱います。なお、この事務につきましては、事務自体は平成26年4月1日より開始していたのですが、事務の開始日を過ぎての届出となってしまったことをご報告いたします。申し訳ございませんでした。

続いて、同じく都市整備部建築指導課の事務になります。資料のナンバリング15「長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく特定行政庁の許可に関する事務」をご覧ください。こちらは、市が定めた認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅であって、市街地の環境の整備改善に資すると認めるものに対し、容積率を緩和する許可を行う事務です。この事務では、建築物の所有者に係る個人情報を取り扱います。

続いて、同じく都市整備部建築指導課の事務になります。資料のナンバリング16「マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく特定行政庁の認定、許可に関する事務」をご覧ください。こちらは、安全上、衛生上又はバリアフリーの観点から除却する必要があると認定したマンションについて、同認定を受けたマンションに替わり新たに建築され、市街地の環境の整備改善に資すると認めるマンションに対し、容積率を緩和する許可を行う事務です。この事務では、建築物の所有者に係る個人情報を取り扱います。

続いて、都市整備部住宅課の事務になります。資料のナンバリング17「木更津市空家除却工事補助金交付に関する事務」をご覧ください。こちらは、市内に所在する、倒壊のおそれがあるなど著しく危険な状態にある空家を除却する方に、除却工事費の一部を補助する事務です。この事務では、対象となる空家の所有者、共有名義人、法定相続人及び抵当権等の権利を有する個人に係る個人情報を取り扱います。

続いて、教育部教育総務課の事務になります。資料のナンバリング18「木更津市立学校防犯カメラの設置及び運用に関する事務」をご覧ください。こちらは、犯罪の発生を抑制・予防することや施設の破損及び事故等が発生した場合に検証を行うことを目的に、木更津市立の学校内に防犯カメラを設置し運用する事務です。この事務では、防犯カメラに録画された人物に係る個人情報を取り扱います。

続いて、教育部学校教育課の事務になります。資料のナンバリング19「言語検査（年長児の言語検査・入学後の言語検査）に関する事務」をご覧ください。こちらは、年長児及び小学1年生の児童について、ことばの発達や発音の誤り等のことばに係る課題を早期に発見し、指導することを目的に、言語検査を実施する事務です。この事務では、年長児及び小学1年生の児童並びにそれらの保護者に係る個人情報を取り扱います。

新規の届出に係る報告は、以上でございます。よろしく願いいたします。

小林会長 以上が新規の届け出ということになります。

開始日から随分、時間の経っているものがありますね。平成26年から始まっているにもかかわらず、報告は随分遅れたというものを筆頭にして、これを入れて3件ありましたかね。この点については指摘しなければなりませんよね。他に何かご質問がございました

ら、どうぞ。

金網委員 質問というわけではないですけど、届出事務の一覧表があつて新規や変更などいろいろと種類ごとにありましたが、この後の変更などもすべて同じようなパターンですつと説明していくのでしょうか。

石井主任主事 この後、変更と廃止の届出についてのご説明をさせていただくのですが、変更については、先ほどと同じように1つずつ説明をさせていただいて、廃止についてはまとめて報告をさせていただく予定であります。

金網委員 非常に疑問を感じるのだけれども、どうなんですかね、皆さんがどう思うかわかりませんが、届出事務を一覧表に沿って説明していくと非常に時間がかかるのだけれども、事前に資料配布してありますよね。どういう内容かというのは、よっぽど忙しい人は別だけど、一応目を通して前提で、疑問点とわからない点だけ聞くっていう方法もあると思うんですけど。その辺りは会長の判断もありますので。私としては、十分聞いたかなっていう気がするんですけど、どうなんですか。

小林会長 微妙なところはありますけれど、進行に関する感想及び意見と。持ち帰っていただいて、非常に合理的なお話ですと、検討していただいて、次の審議会の報告に生かしていただければと思います。他に新規の届出で質問はございませんでしょうか。なければ、次をお願いします。

石井主任主事 引き続きまして、変更事務及び廃止事務に係る各届出の報告に移ります。

お手元にごございます2枚組の個人情報取扱事務届出一覧表の2ページ目の上部にあります「変更事務」をご覧ください。こちらは既存の事務の変更に係る届出で、全部で10件ございます。新規事務の時と同様に、個人情報取扱事務届出書とその説明資料を併せてご覧いただければと思います。

はじめに、資料のナンバリング20、総務部職員課の事務になります。「職員の福利・厚生に関する事務」をご覧ください。こちらの事務は、地方公務員共済組合法等に基づき、組合員である職員及びその被扶養者等を対象として、福利厚生事業を提供する事務です。こちらは、事務の見直しにより職員厚生組合に係る事務をこの届出の対象事務から除いたことにより、この事務に係る記述を削除しております。また記録項目についても見直しを行い、顔等の画像、健康、病歴・診療歴、障害を追加し、趣味・活動を削除しております。なお、変更事務については、各資料の変更部分にアンダーラインを引いておりますので、そこを中心にご確認いただければと思います。

続きまして、同じく総務部職員課の事務になります。資料のナンバリング21「会計年度任用職員等の任用に関する事務」をご覧ください。こちらは、仕事の繁忙期や病気による休職等により業務に支障が生じる課等において、円滑な業務を図るために会計年度任用職員等の任用を行うための事務です。もとは臨時職員と呼称されていたものが、会計年度任用職員に変わったことにより名称を変更しております。また、届出の記載見直しにより、本籍・国籍、身体状況、賞罰及び成績・評価を記録項目として追加しております。

続きまして、健康こども部子育て支援課の事務になります。資料のナンバリング 2 2 「木更津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業に係る事務」をご覧ください。こちらは、新型コロナウイルス感染症の蔓延が長期化する中で、低所得のひとり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、特別給付金の支給を行う事務です。こちらは、支給対象者の範囲が変更されたことに伴い、支給要件を変更しております。また、支給対象者を台帳で管理するために宛名番号を、給付金の支給先に公金受取口座が追加されたことにより、個人番号を記録項目として追加しております。なお、令和 5 年 4 月から、個人情報保護制度が市の条例から法律に移行したことに伴い、記録項目の内容や名称が一部見直されたことから、個人識別符号、心身機能の障害及び刑事事件手続の各記録項目について、名称を変更しております。

続きまして、同じく健康こども部子育て支援課の事務になります。資料のナンバリング 2 3 「木更津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）給付事業に係る事務」をご覧ください。こちらは、先ほどの事務がひとり親世帯に対する給付事務であったのに対し、ひとり親世帯以外の世帯に対する給付事務となります。変更点としましては、支給対象者の範囲の変更や記録項目の名称変更など、先ほどの事務と同内容となります。

続きまして、福祉部高齢者福祉課の事務になります。資料のナンバリング 2 4 「民生委員に対する個人情報の提供事務」をご覧ください。こちらは、見守りの必要なひとり暮らしの高齢者や老々介護世帯を支援することを目的に、ひとり暮らし高齢者等の見守り対象者の名簿を民生委員に提供し、民生委員の調査活動を支援する事務です。見守り対象者が 7 5 歳以上の高齢者に変更されたことに伴い、もともと収集していた生年月日を削除し、年齢を新たに追加しております。

続きまして、福祉部福祉相談課の事務になります。資料のナンバリング 2 5 「木更津市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付に関する事務」をご覧ください。こちらは、新規事務のナンバリング 6 でご説明した事務と同じものですが、追加で給付金を給付することとなったものです。事務の根拠となる閣議決定名及び市の要綱、対象者の範囲並びに支給額が変更されたことにより、これらに関わる記述を修正しております。

続きまして、都市整備部建築指導課の事務になります。資料のナンバリング 2 6 「建築基準法第 1 2 条の規定による定期報告等に関する事務」をご覧ください。こちらは、建築基準法の規定に基づき、特定行政庁が指定する建築物の所有者等に、当該建築物の敷地や設備等について定期的に調査や検査の結果等を報告させ、その内容について確認する事務です。事務の根拠となる市の告示に変更が生じたため、告示名を変更しております。

続きまして、同じく都市整備部建築指導課の事務になります。資料のナンバリング 2 7 「建築基準法令の規定による処分及び報告に係る台帳の運用に関する事務」をご覧ください。こちらは、建築基準法に基づく確認や処分、建築基準法令の規定に基づく報告に係る建築物の敷地や構造、建築設備等に関する台帳の整備及び保存を行い、また当該台帳の証

明書を請求する者に対し、市の要領に基づき台帳に記載されている事項を証明する事務です。こちらは、事務名称の変更、また、証明書の交付の根拠となる要領の変更及び法改正による根拠条文の変更に伴い、これらに関わる部分の記述を変更しております。

続きまして、同じく都市整備部建築指導課の事務になります。資料のナンバリング28「建築計画概要書等の運用事務」をご覧ください。こちらは、建築基準法の規定に基づき、法の処分又は報告に係る概要を記載した書類のうち、関係者又は第三者の利益を不当に侵害するおそれのないものについて、これらの閲覧及び写しを交付する事務です。こちらは、書類の交付の根拠となる要領が変更されたことに伴い、要領の名称を変更しております。

続きまして、同じく都市整備部建築指導課の事務になります。資料のナンバリング29「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の認定（変更）に係る事務」をご覧ください。こちらは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づき、学校や病院など、多数の者が利用する建築物の建築や維持保全の計画を作成し申請するものについて、審査及び認定を行う事務です。こちらは、法が改正され認定が新たに設けられたことに伴い、事務の説明及び根拠条文を追加しております。

続きまして、所管変更に係る事務についてご説明いたします。届出の一覧表、2ページ目の下の方にあります「組織改正による所管変更」をご覧ください。こちらは、所管変更により届出が提出されたもので、全部で3件ございます。上から順に、「幼児言語教室運営に関する事務」、「発達相談に関する事務」については、まなび支援センターから子ども発達支援課へ、「きみさらず聖苑の運営に関する事務」については火葬場建設課から生活衛生課へ変更となりました。

最後に、廃止事務についてご説明いたします。届出の一覧表の3ページをご覧ください。こちらは、事務が廃止されたことにより届出が提出されたもので、一覧表に記載されているとおり、全部で5件の事務が廃止されました。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

小林会長 変更から廃止に至るまでの、報告でしたが、ご質問等がありましたらよろしく願いいたします。

金網委員 はい。全般の質問でいいんですか。今の説明の範囲に限ってです。

資料で、個人情報取扱事務届出っていうペーパー1枚のものがあつね。個人情報取扱事務届出の目的という項目がありまして、要するに、個人情報を知る手がかりとする目的が目的なんですよ。ところが大体個別の個人情報っていうか、防犯カメラなんかは別だけど、大体名簿だとか何か自分の情報を出した本人から情報に関して、自分で情報がとられている、自分が提出していることはわかっているはずだから、わざわざ手がかりなんかいらんやないかね。これが、前の諮問のときも、今までのこういう制度が非常に市民の利益、役に立ったからとありましたけども、この届出制度があつて、市民が役に立った、要するに、書いてあるようなことをして、自分の利益になった、そういうふうな事例ってのは、去年1年間、何件ぐらいありましたか。この届け出のために市民が得したこと。事



情があれば、いろんな労力をかけてもそれだけ少ない人数であれ、自分の情報の手がかりがなくて勝手に使われたみたいなの、この目的に合った利益が市民にとってであると。

そうすれば単純に、コストパフォーマンスで、効率が悪いからやめようとか、そういうのんじゃないで、少数でもあれ、そういうのがね、市民で役に立っているのであれば、この膨大な事務をね、やる価値があるけれども、そのところ、視点から、去年で、こういうケースであって、年間で、この届出制度があったためにね、市民が利益になったと思われるケースってのはどのくらいあったのでしょうか。何かそれを把握しているのでしょうか。

河上係長 ホームページの方で公表し何件、何人が見たかっていうことについて集計はしておりません。

中原課長 総務課長の中原と申します。よろしくお願ひいたします。

今の委員のご質問、数字についての統計あるいは収集というものは、今係長が申し上げたようにしておりません。市民の方の立場からしますと、先ほど委員がおっしゃられました通り、自分の情報がというところですが、ご自身がわかった上で提出している。それについては、委員のおっしゃる通り、自分でわかっているというところはあると思います。

先ほどもご説明申し上げましたが、例えば、目的外利用、あるいは外部提供、こういったものについては、その出された方がすべてその自分の情報がこういった形で利用されているのか、こういった形で目的外、あるいは外部に提供されているかというところについては把握はされていない方が多いのではないかと思います。

そういう意味では、その届出をすることによって、その方が、自分の情報はこういう目的でこういうところにも使われているというところが把握できるというのは市民の方の立場からすればこの届出というのは、意味があるというふうな理解をしております。

もう一方、実施機関側といいましょうか市の方としますと、条例上届出を、これまでは義務として課しておりました。その効果といいましょうか、やはり、その実施機関が、個人情報扱う事務を、新たに始める、あるいは変更するにあたって、どの情報、どの個人情報を収集しなければ、その事務ができないのか、個人情報をこういった形で、取り扱うことが条例の目的にかなうのか、そういった視点で、届出を作成する、届け出るってところが、実施機関側の個人情報の取扱いに対する、枷といいましょうか、適正に扱うというものの担保に繋がっているというところもございまして、この届出というものはそういったところの効果もあるものだというふうに考えております。

いずれにしても数字的なものというものは、取れておりませんがそういった効果があるというふうに考えております。以上でございます。

金網委員 今、この届出の目的として2つおっしゃいましたけれども、後半の部分はね、この届出が無くていいはずであって、ここにちゃんとわざわざ届出目的って法務担当が、十分練った案の中で、個人情報の手がかりというふうに書いてあるのですよ。

ということは、これが目的なのですから、この目的に合っているかどうか。その情報が自分たちで掴んでないってなるとわからないっていうと、これが本当に役に立っているか

どうかってわからないってことになりませんか。

前の答申のときにも、この審査会で、要するに市長が、やるべきと考えているかどうかで質問をしたので、やった方がいいでしょうと、そういう回答をしています。

事務負担が増えることから、届出制度のあり方については、継続して検討することが望ましい。ただ去年答申に出したから、その後も継続してこれが実際に、事務効率とかね、いろんな面から考えて本当に必要か、また変更する余地があるとか、他の何かいい方法論があるのじゃないかとかそういう検討する余地があると。わざわざ答申も書いてあるのですよね。だからそういう、この個人情報とは別に届出がなくたって、公開条例があるんだから、ここで請求すれば、支障がない限り、出してもらえるわけだから。

この届出を見て、自分の情報を知るとか、そういうのじゃなくても方法があるのであって、この届出によって、自分の情報の手がかりとして、自分の利益、不利益にならないようにするっていうのがね、それが目的なのだから、それが、担当課の方でも把握してなくてわかんなくて、私も疑問に思ったけど、そのような場合に、これは、今まで通りでやる方がいいのかどうかそれを、国のお役人さんが考えてこう効率化と連携のためとか、円滑化のために、法改正をしたのですから、法改正の趣旨に沿うような形で、継続して検討したらいいのじゃないかなと、そういうふうに私は思うわけでございます。

小林会長 以上2件ですね、お答えになる必要はありません。全般というのか、この審議会の、進め方に対するご意見ですよね、持って帰ってください。

他に何か、意見ではなくて質問がございましたら。ちなみにこういった審議会の進め方に至るまで、新改正法あるいは改正条例の考え方を行き渡らせなければならないのかということも含めてご検討ください。

他に質問がなければ一旦ここで休憩とします。

(10分休憩)

小林会長 それでは再開ということで、次の報告事項をお願いいたします。

河上係長 前回の審議会以降に福祉部障がい福祉課におきまして、個人情報の漏えいがありました。個人情報保護制度の基本理念に照らし、紛失した経緯、再発防止策について、障がい福祉課よりご報告をさせていただきます。

なお、使います資料は、本日記らせていただきました。特別児童扶養手当に関する調書の誤送付における個人情報の漏えいについて、の1枚のもの。もう1つが、電子メールによる個人情報の漏えいについて、を使用させていただきます。

富田委員 (2)の報告、個人情報取扱いについて、すいませんまだ継続中だと思っていたもので、さかのぼります。(2)報告、個人情報取扱事務届出につきましてなんですが、一番最初の説明で、法律の話がありまして、個人情報保護法で、この個人情報取扱事務届では、必要項目としては入っていなくなったと、絶対的に必要なものではなくなった。しかし、市としては、これは大変有意義なものだというお話がありました。

市として必要なものであるのか、このまま継続して行っていくということであるのか、

それとも今後について、これを今後、審議をとりたいということであるのか、まず結論がわからないのと、これまでこの会で行っていましたが、個別についての審議、これは国としては必要ないよという指摘があったので、これからその個別の審議は、しないですよ。ただ、すべてをまとめた大きな審議はしていきますというお話があったのですが、それも今後はそういう形でやっていく。最終的な落としどころがわからないのですが、お願いいたします。

小林会長 どうぞ。

河上係長 届出につきましては、今ご意見等はございましたのでそちらについてはやはり事務局の方でも1度ですね、検討はしたいと思います。ただ、現時点では、市議会で議決いただいた条例ですので、届出については、今でも各課の義務となっております。審議会の方については、報告することができるという規定にはなっております。今、条例で規定されていることについては、今すぐこれをやめるとか、そういったことについては考えておりません。ただ、届出につきましては、国の方の、冒頭申し上げました個別のご意見がございましたので、これが本当にどこまで射程があるのか、どこまでの範囲なのかというところは実は今手探りで、綱引きをしている最中であって、まさに今この審議会でやっているところなのです。基本的には、審議の仕方として、この会議の場が、議事録を通して、又は傍聴人の方がいらっしゃって、市民の方への説明の場としての役割もあるところですので、一旦は今のやり方が基本にはなると思います。

ただしせっかく、先ほど、事務の効率化とかそういったところのご意見もありましたので、簡単に、もっとできるものであれば検討していきたいと思います。

小林会長 よろしいですか。

富田委員 はい。

榎本課長 それでは3番目の、改めて報告になります。福祉部障がい福祉課の榎本でございます。

当課において本年度2件の個人情報の漏えいがございましたのでご報告申し上げます。まず1件目、お手元の資料①、特別児童扶養手当に関する証書の誤送付における個人情報の漏えいについて報告をご覧ください。

まず、事象の概要についてでございますが、市は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律などに基づき、特別児童扶養手当に関する証書の交付に関する事務を行っております。

本来、受給者に送付すべき証書を誤って受給者Bに送付してしまったことによるものであり、受給者Bから当課に通報があり、判明したものでございます。

次に、漏えい等の発生時、漏えい等が発生し、または発生した恐れがある、保有個人情報の項目及び本人の数についてでございますが、項目につきましては、受給者の氏名、住所、生年月日、証書番号、支給開始年月、支払金融機関の名称と口座番号、手当月額、障害児童の等級及び人数でございます。本人の数につきましては、1人でございます。

次に、原因についてでございますが、封入する書類の内容の確認を怠ったこと及び職員

の個人情報保護に対する認識が低かったことによるものであると考えております。

次に、改善などの対応及び今後の再発防止策についてでございますが、担当職員をはじめ、職員全員が改めて個人情報保護の重要性を認識するよう、毎月初めの朝礼などで話し、指導をしておりました。また、業務の手順の見直しとして、書類を送付発送するときには、封入する書類を複数の職員が目目確認するよう徹底を図ったところでございます。

なお、漏えいした個人情報は、要配慮個人情報に該当いたしますので、国の個人情報保護委員会に対し、令和5年8月10日に速報、同年9月8日に確報を、それぞれ報告したところでございます。

次に、2件目、お手元の資料②、電子メールによる個人情報の漏えいについて報告をご覧ください。まず、事象の概要についてでございますが、担当職員が、令和5年度、グループホーム運営費補助金の交付申請に係る関係書類の様式を、補助対象となる35ヶ所のグループホームに、電子メールで一斉送信したところ、誤って個人情報が含まれる様式の電子データを添付し、送付したことによるものでございます。

一斉送信したもののうち、1つのグループホームから通報があり、判明したものでございます。次に、漏えい等が発生し、または発生した恐れがある、保有個人情報の項目及び本人の数についてでございますが、項目につきましては、氏名及び障害支援区分でございます。本人の数につきましては1人でございます。

次に、原因についてでございますが、電子メールに添付した電子データの内容の確認を怠ったこと及び職員の個人情報保護に対する認識が低かったことによるものと考えております。

次に、改善などの対応及び今後の再発防止策についてでございますが、担当職員をはじめ、職員全員が改めて個人情報の重要性を認識するよう、毎日の朝礼の中で、紙媒体、電子データを問わず、情報の整理保管など、適正な取扱いについて話し、指導しているところでございます。

また、本件のように、関係者へ事務連絡を行うときには、上司の決裁を受けた後に実施することを、電子メールを送信するときには、一時保存を行い、添付する電子データを十分に確認した後に送信することの徹底を図ったところでございます。

あわせて、電子データを保管するフォルダの作成において、今回の事案の際にも、個人情報がある電子データと、それ以外の電子データは、別のフォルダに保管をしておりましたが、今回の事故を受けまして、フォルダの名称を差別化して、重要性が一見して判別できるようにするとともに、フォルダを作成し、保管する階層を明らかに分けるよう指導したところでございます。

なお、漏えいした個人情報は、要配慮個人情報に該当いたしますので、国の個人情報保護委員会に対し、本年2月9日に速報として報告しております。確報につきましては今後報告する予定でございます。

私からの報告は以上でございます。大変申し訳ございませんでした。

小林会長 はい。以上のような2件の、個人情報の漏えいに関する報告ですが、昨年の7月の今年度第1回の審議会で、いわゆるヒューマンエラーで、個人情報の漏えいということがございました。大変残念なことです、遺憾なことです、今回の審議会においても、2件報告されてしまいました。

本審議会としては、皆さん、同意見だと思いますが、大変残念かつ遺憾なことであると。皆さんを代表して私の方からまずは一言申し上げなければなりません。

前回の7月の審議会の際に、私の方から、確か前回3件ございまして、ほぼ同時期に立て続けに3件起こったというこの事象について、たまたま続いたのか、個人情報の保護について全庁的かつ構造的な問題があるのではないのでしょうかと指摘しました。そちらの方からお答えは後者だと。構造的な何らかの問題があるから、こういった、立て続けに3件の問題は発生したのだというお答えがございまして、そういう認識なんだと。しかし、残念かつ遺憾ながら今回も2件起こってしまったと。やっぱり指摘しておかなければなりません。ここにいる皆さんも同意見だと思います。この場合は意見を申し上げさせていただきますね。

他に何か、個別のこと等、質問あるいは意見ということがあれば、どうぞ。

それから、確認ですけど要配慮個人情報がいずれの事象においても含まれている、これは、障害に関する情報ということで理解しているのか。

榎本課長 はい。

小林会長 グループホーム、2の方の事象で、グループホーム制度について教えていただきたい。

榎本課長 今回2の方での情報漏えいに関する電子メールの送信先としては、障がい者を入所させているグループホーム、補助対象となる35ヶ所の事業所に対して、誤って送信したということでございます。以上でございます。

小林会長 そもそもグループホームっていう制度について、お聞きしているんです。どういう制度なのか、施設っていうのか組織なのか。

榎本課長 障害のある方でそのご家族の構成であったりとか、介護を支援する方が常時お家にいらっしゃらないとか、そういった方々で、自宅での日常生活が困難な方、そちらの方を、グループホームとの面談等を踏まえて入所していただいて、基本的には夜間、お過ごしをいただいて、また日中就労等、そういったところで働ける方については、就労支援施設とかに行ってくださいですけども、グループホームで夜間の生活、夕方から朝までの生活をしていただくというような制度の中で、今回障害者向けのグループホームに対しての情報漏えいでございます。以上でございます。

小林会長 ということ踏まえて、ご質問やご意見ございませんでしょうか。

富田委員 質問なんですけど、2電子メールによる個人情報の漏えいについての再発防止策について、ちょっとご質問したくて。電子メールを送信するときには、一時保存を行い、送付する電子データを十分に確認し送信するというので、これが起こる以前では、この

一時保存っていうのは行っていなかったのでしょうか。

榎本課長 各担当において事務連絡の中で、時期が来ますと、各グループホーム等に、こういった申請をしていただきたいというところで、今回の場合は決裁を受けずに、担当職員が独自の判断で、このような様式を、この時期までに提出をしてくださいということで、添付したデータについては、確認を当然した上で、今回様式だけの送付でございましたので、本来個人情報が入ったものを送るものではないんですけども、その添付を選ぶ際にフォルダを間違えて、個人情報が入ったものを選んでしまったというような、誤りでございますので、その点を複数回に分けて添付ファイルをきちっと確認した上で、送信をするよう、改めて職員には徹底をしたところでございます。以上でございます。

小林会長 よろしいですか。典型的なヒューマンエラーですね。この職員の方、ちなみに別々の方ですよ。例えば机を並べられているとかってというような、そういう位置関係はないですか。

榎本課長 まず証書の誤送付につきましては、障害給付係の職員でございます。また今回の電子メールの誤りについては障害支援係ということで全く係が別で机も離れているところでございますが、当課の職員でございますので指導の方の徹底が不十分だったというふうに反省しております。以上でございます。

金網委員 全庁的に、この情報の漏えいで、市民や会社なんかに損害を与えて、市が損害賠償したケースって今までありましたか。

中原課長 私が知りうる限りでは木更津市ではないというところでございます。以上でございます。

小林会長 対策などについて特にご質問等ご意見はございませんでしょうか。

ご異議ございませんでしょうか。

特にございませんか。改めて、再三申し上げているように個人情報の保護に関しては構造的な問題があるのだということを、改めて認識していただいて、今後二度とこういう事象が起こらないように、よろしくお願ひしますと、皆さんを代表して私の方から申し上げておきます。以上です。

小林会長 それから、これはプレス、ホームページか何かで、公開するのですか。

榎本課長 プレス発表等は、この事案に関しては考えておりません。以上でございます。

小林会長 そうすると、この場が、唯一の公開の場であったということですよ。はい、わかりました。特になければ、よろしいですか。この報告の3に関してはこれで終わりたいと思います。その他ありますか。

河上係長 事務局からは特段、その他の事項については、ございません。

小林会長 本日の報告議題は終了したということですね。

それでは、これをもちまして令和5年度第2回、木更津市情報公開総合推進審議会を終了いたします。長時間にわたりまして皆さん本当にどうもありがとうございました。

上記会議録を証するため下記署名する。

令和6年4月9日

木更津市情報公開総合推進審議会会長 小林 伸一